

2025年12月18日

三菱地所株式会社
(証券コード番号 8802)

所在不明株主の株式売却について

当社は、株式事務の合理化を図るため、会社法第197条第1項に規定する株式（所在不明株主の株式）の売却を決定致しましたので下記の通りお知らせ致します。

記

1. ご所有株式を売却させていただく株主様の一覧

ご所有株式を売却させていただく株主様の株主番号、株主名簿上の氏名又は名称及び住所並びに所有株式数につきましては、会社法第198条の規定に基づき、2025年12月19日付で電子公告により公告致しますので、以下の当社ウェブサイトをご覧下さい。

https://www.mec.co.jp/assets/img/public_notice/koukoku251219.pdf

注. 所在不明株主とは、株主名簿に記載又は記録された住所又は通知先に宛てて発した通知又は催告が5年以上継続して到達しておらず、かつ、継続して5年間剩余金の配当を受領していない株主様をいいます。

2. 今後の予定

2025年12月19日 所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告及び催告
2026年 3月 25日 所在不明株主からの異議申述期限
2026年 5月 14日 所在不明株主の株式売却（注）

注. 会社法第197条第3項及び第4項の規定に基づき、当社が自己株式として買取りをすることを予定しております。

3. 連絡先

公告掲載株主様からの本件に関するお問合せは、以下の株主名簿管理人までご連絡下さい。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連絡先 東京都府中市日鋼町1-1
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711（通話料無料）
受付時間 平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

以上